

告 示

埼玉県告示第六百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン入間ショッピングセンター

埼玉県入間市大字上藤沢字下原四百六十二番外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一五一九台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一〇八二台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）平面駐車場 二十四時間

3階駐車場 午前九時から午後十時

屋上駐車場 午前九時から午後十時

B 1 駐車場 午前九時から翌午前零時

（変更後）平面駐車場 二十四時間

3階駐車場 午前九時から午後十時

B 1 駐車場 午前九時から翌午前零時

ハ 変更年月日

平成三十一年一月十九日

ニ 届出年月日

平成三十年五月十八日

二 縦覧期間

平成三十年六月一日から平成三十年十月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年六月一日から平成三十年十月一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課